

令和6年度

上尾市文化財保護審議会 第2回会議

日 時 令和7年2月14日(金)

午後2時から

場 所 上尾公民館 講座室402

【 次 第 】

1 開会

2 委員長挨拶

3 教育長挨拶

4 報告

(1)令和6年度の主な文化財保護事業の進捗について

5 議事

(1)令和7年度の主な文化財保護事業の計画について

(2)「上尾の摘田・畑作用具」保存活用計画について

(3)八枝神社文書 市文化財指定について

(4)殿山古墳 現状変更申請について

(5)その他

6 閉会

委員名簿

氏 名	専 門 分 野
犬飼 大	歴史(近代史)
井上 肇	考古・郷土史
岸 清俊	歴史(近世史)
小島 孝夫	民俗
後藤 知美	民俗
杉山 正司	歴史(近世史)
遠山 正博	工芸品(刀剣)
村田 章人	考古

教育長・職員

氏 名	職 名
西倉 剛	教 育 長
加藤 浩章	教育総務部 部長
池田 直隆	// 次長
白石 恵子	生涯学習課 課長
小宮山 克巳	// 副主幹
長谷尾 篤	// 主任
加瀬 優	// 主任
齋藤 梓	// 主任

4 報告

(1) 令和6年度の主な文化財保護事業の進捗について

ア. 文化財調査・保存事業

①文化財保存等事業費補助金

令和6年度は実施なし（希望団体無しのため）

②無形民俗文化財継承活動助成交付金の交付

指定無形民俗文化財の保存のため、「上尾市指定無形民俗文化財継承活動助成交付金交付要綱」に基づき、市・県指定の無形民俗文化財の保持団体6件に対し交付金を交付した。

【交付団体】平方のどろいんきょ保存会（県指定）、藤波のささら獅子舞保存会（市指定、以下同）、畔吉ささら獅子舞保存会、藤波の餅つき踊り保存会、畔吉源太踊万作踊保存会、武州平方箕輪囃子連

※30,000円×6団体=180,000円

※2団体（堤崎はやし連、川の大じめ保存会）は未申請のため交付していない。

③文化財状況調査

文化財の円滑な保存・管理のため、県指定及び市指定・登録文化財を対象に文化財状況調査を実施した。

<状況調査件数>

文化財種別	文化財件数	状況調査件数 (所有者が個人・団体のもの) []は無形民俗文化財保持団体	市教委管理件数
国指定文化財	1	0	1
県指定文化財	5	4 [1]	1
市指定文化財	84	67 [7]	17
市登録文化財	39	39 [30]	0
計	129	110 [38]	19

※無形民俗文化財については、保存会構成員や活動状況も報告を受け状況を確認している。

④無形民俗文化財の公開

- ・令和6年4月7日（日）「畔吉の万作踊り」（畔吉・諏訪神社）
- ・令和6年7月14日（日）「平方のどろいんきょ」「武州平方箕輪囃子」（平方・上宿）
- ・令和6年10月6日（日）「藤波のささら獅子舞」（藤波・天神氷川八幡合社）
- ・令和6年10月13日（日）「畔吉ささら獅子舞」（畔吉・諏訪神社）

⑤文化財説明板・標柱の整備

●説明板の整備（修繕1か所 春日神社）

●標柱の整備（新設1か所 徳星寺

徳星寺の大力ヤおよび暖帯林・家康朱印状等古文書
修繕8か所 下表）

文化財の名称	標柱所在地
①月待供養塔（東町）	小川家
②絹本着色不動明王図	日乗院
③木造阿弥陀三尊立像	西光寺
④木彫釈迦三尊坐像	龍真寺

文化財の名称	標柱所在地
⑤相頓寺六字名号板石塔婆	相頓寺
⑥（県）永楽通宝紋鞍（付鐙一双）	妙厳寺
⑦八枝神社の境内ケキ・エノキ群	八枝神社
⑧（県）平方のどろいんきょ	

⑥指定文化財の保存、文化財収蔵庫の管理

●馬蹄寺のモクコク（県指定天然記念物）の害虫駆除（計4回）

【6月13日、6月29日、7月19日、9月17日に実施】

●殿山古墳（市指定史跡）の樹木剪定（2～3月に実施予定）

●文化財収蔵庫の害虫防除（8月実施）

イ. 埋蔵文化財調査事業

①試掘調査（令和7年1月31日時点）

届出件数 72件

（うち試掘調査実施21件、調査予定4件、立合い30件、届出のみ17件）

ウ. 「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業

①国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」整理作業 用具のクリーニング、状態確認作業の実施、廊下間仕切（パーテーション）設置

②上尾市自然学習館「摘田と上尾の歴史・文化」コーナーを活用した啓発事業の実施

③保存・活用計画・・・5議事（2）にて説明

エ. 文化財保護啓発事業

①あげお歴史セミナー

期日	内容・会場	参加人数	講師
第1回 6/14(金)	かがやキッズ DAY 子ども歴史教室 「あげお歴史探検ツアー（上平地区）」 内容：上尾市、上平地区に関する講義 上平公民館周辺を歩いて巡り、文化財について説明。 会場：上平公民館 講座室1・2	6組15人 （児童9人 保護者6名）	生涯学習課 職員

第2回 10/15(火)	摘田と畑作 ー野方(のがた)の暮らしをめぐる地域史 ー 会場：自然学習館講座室	14人	橋本 富夫 氏 (桶川市歴史民俗 資料館 元館長)
第3回 2/26(水)	山崎家文書を通して見る上尾宿 (山崎家文書展に合わせたセミナー) 会場：市役所ギャラリー	15人予定	岸 清俊 委員

②文化財展

期日	事業内容
10/5(土) ～10/20(日)	「上尾の昔・くらし展」(上尾の摘田・畑作用具展) 指定後に収集した摘田・畑作用具や、昔のくらしの中で使われていた道具を 展示 会場：自然学習館 展示ロビー
令和7年 2/20(木) ～2/25(火) (日、祝除く)	「山崎家文書展」 令和4年度に文化財指定され、令和5年度に修繕した「山崎家文書」及 び関連資料を展示 会場：市役所ギャラリー

③あげお市政出前講座等の実施

期日	依頼者	内容	受講者数
4/3(水)	職員課・令和6年度 新規採用職員研修	上尾の歴史と文化	53人
4/30(火)	原市公民館	上尾の遺跡	16人
6/12(水)	三井サニータウン永 楽会	上尾の遺跡・文化財・歴史・民俗	30人
6/18(火)	あげおアッピーガイ ドの会	上尾の歴史概観、上尾・平方・原市 について、上尾の民俗行事・芸能	15人
6/29(日)	埼玉民俗の会	上尾の民俗	20人
7/22(月)	教育センター	教職員初任者研修「上尾市の史跡・ 文化財について」「土器の洗浄体験」	32人
7/26(金)	教育センター	教員5年次研修	1人
9/5(木)	今泉小学校	上尾の文化財・上尾の民俗	93人
9/24(火)	原市中学校	上尾の歴史	200人
10/29(火) 10/31(木)	大石公民館	上尾の遺跡「拓本教室」	20人

11/12（火）	大谷小学校	まちたんけん（神社の説明）	30 人
1/16（木）	大石南小学校	上尾の歴史	28 人
1/25（土）	OKEGAWA hon プラス+ （おけがわマイン 内）	かたちで味わう5つのまちの文化財 ※桶川市・北本市・鴻巣市・伊奈町 と合同実施	40 人

オ. 歴史資料調査事業

①歴史的価値のある公文書の収集・整理

保存年限5年（平成30年度）、10年（平成25年度）の公文書、及び保存年限11年以上で廃棄見直しをされた公文書を収集。

令和6年4月1日に「上尾市公文書管理条例」が施行されたことに伴い、従来収集してきた公文書の取り扱いについて、文書所管課（総務課）と協議しながら整理作業を実施。

②岡田家文書の整理

令和6年2月・5月に寄贈を受けた西貝塚の岡田家文書の清掃、元の箱から新品の箱への移し替え作業とともに目録作成に向けての準備を実施。

③文書資料の曝涼

10月に実施し、保存箱内の曝涼及び防虫剤の入替えを行った。

5 議事

(1) 令和7年度の主な文化財保護事業計画について

ア. 文化財調査・保存事業

①文化財の指定・登録

「八枝神社文書」について

②文化財保存等事業費補助金

「少林寺山門」修繕

③無形民俗文化財継承活動助成交付金

指定無形民俗文化財の継承のため、「上尾市指定無形民俗文化財継承活動助成交付金交付要綱」に基づき、県・市指定無形民俗文化財の保持団体8件に対し、申請に応じて交付金を交付する予定。

【対象】藤波のささら獅子舞・藤波の餅つき踊り・畔吉ささら獅子舞・川の大じめ・畔吉の万作踊り・堤崎の祭りばやし・武州平方箕輪囃子・平方祇園祭のどろいんきょ行事

④文化財状況調査

文化財の円滑な保存・管理のため、指定・登録文化財状況調査を実施

⑤指定・登録文化財、収蔵庫の管理

「馬蹄寺のモクコク」害虫駆除、文化財収蔵庫害虫防除、殿山古墳樹木剪定を実施

⑥文化財説明板・標柱の整備

●説明板の整備【修繕1か所 小川家 月待供養塔（東町）】

イ. 埋蔵文化財調査事業

①試掘調査

土木工事等に係る申請に基づき、適宜実施

②発掘調査

現時点で予定なし

③遺物整理

●平方石井戸遺跡（平方支所）

●畔吉前原遺跡（丸山公園）

ウ.「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業

- ①国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」整理作業
保存状態の確認とクリーニングの実施、自動火災報知設備設置工事、大石南中学校への用具移設作業
 - ②上尾市自然学習館「摘田と上尾の歴史・文化」コーナーを活用した啓発事業の実施
 - ③「上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会」の開催
5. 報告（2）での計画に基づき事業実施。

エ. 文化財保護啓発事業

- ①文化財関係展示会の実施
上尾の昔・くらし展（10月中旬 自然学習館）
- ②歴史セミナーの開催
全3回実施予定（第1回は令和7年6月のかがやキッズDayに合わせて小学生を対象に実施予定）

オ. 歴史資料調査事業

- ①岡田家文書の整理
引き続き元の箱から新品の箱への移し替え作業とともに目録作成、文書番号の付与に向けての準備を実施。
- ②歴史的価値のある公文書の収集・整理
●保存年限5年（平成30年度）、10年（平成25年度）の公文書、及び保存年限1年以上で廃棄見直しをされた公文書の収集については、令和6年4月1日に「上尾市公文書管理条例」が施行されたことに伴い、従来収集してきた公文書の取り扱いについて、文書所管課（総務課）と協議しながら整理を進める。
- ③中性紙封筒の入れ替え
古文書等を保管している封筒が中性紙封筒ではないため、入れ替えを実施。県内に珍しく紅花関係文書が多い文書群を優先し入れ替えし、市指定文書から入れ替えを実施。

文書	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
須田家文書（紅花） 約400点				
南村須田家文書（紅花） 約700点				
須田家文書 （残り約1,200点）				
南村須田家文書 （残り約24,000点）				
上尾宿助郷関係 （壺丁目村）文書 （200点）				
矢部家文書 （1705点）				
神田家文書 （1351点）				
平方村石倉家文書 （3317点）				

（2）「上尾の摘田・畑作用具」保存活用計画について…別紙①

（3）八枝神社文書 市文化財指定について …別紙②

（4）殿山古墳 現状変更申請について ……別紙③

（5）その他

国指定重要有形民俗文化財
「上尾の摘田・畑作用具」
保存活用計画（案）

2025

上尾市教育委員会

目 次

第1章 計画作成の目的	1
（1）計画作成に至る経緯と目的	1
（2）委員会の設置・経緯	2
（3）計画の位置づけ	4
（4）上位計画	4
第2章 文化財の概要	6
（1）文化財の概要	6
（2）指定に至る経緯	7
（3）指定の状況	7
（4）文化財の価値	8
（5）文化財の特徴	9
第3章 現状と課題	10
（1）保存の現状と課題	10
（2）活用の現状と課題	11
（3）課題の整理	12
第4章 保存及び活用の基本方針	15
第5章 保存及び活用の具体的措置	16
（1）保存に関する措置	16
（2）活用に関する措置	17
第6章 実施計画	21
（1）短期計画	21
（2）中期計画	22
（3）長期計画	22

第1章 計画作成の目的

(1) 計画作成に至る経緯と目的

上尾市教育委員会では、地域に残る民俗文化財としての生産用具を昭和 50 年代より計画的に収集してきた。当時、中心市街地の開発をはじめ市街化区域を中心に開発が進められ、田園都市から住宅都市へと変貌する中、農業生産は衰退の方向へと進んでいった。

摘田による稲作は既に終焉を迎え、畑作地帯でも基幹作物であった大麦栽培から果樹・花卉・野菜栽培へと営農類型が変化するとともに、農業政策として土地改良などの農業基盤整備と機械化された農機具の導入が促進され、伝統農法による農機具は使命を終えつつあった。

こうした背景の中で摘田・畑作用具を生産工程に合わせて体系的・網羅的な収集を行った。同時に昭和 63 年から実施した上尾市民俗文化財緊急調査事業では、市域の農業習俗の調査が行われ、農業経営や農業技術の実例が記録され、平成 13 年刊行の『上尾市史第十巻 別編三 民俗』の刊行では、摘田稲作を復元した写真撮影を行っている。これらの成果に基づいて、平成 21 年には摘田技術保存会による『上尾の摘田』映像記録が作成された。上尾市域全体の民俗誌がまとめられたことや、用具の使用法方法に関する写真や映像が記録されるなどの調査が進められたことで、用具の資料的な情報に厚みが加わっていった。

平成 27 年度には収集された約 3,000 点の資料を有形民俗文化財調査として農具の詳細な調査を実施して摘田用具と畑作用具の選別を行い、摘田用具 309 点、畑作用具 21 点が平成 28 年 3 月に国登録有形民俗文化財に登録された。

平成 29 年度か平成 31 年度にかけて、国登録有形民俗文化財の資料調査整備委員会を組織し、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の国庫補助金を活用して個別資料の実測図作成や用具に関する調査を実施し、その成果を資料調査整備事業報告書「上尾の摘田・畑作用具」として令和 2 年 3 月に刊行した。

こうした長年の調査の積み重ねにより、当該文化財が我が国の稲栽培や農耕文化の変遷を理解する上で重要な資料群として評価され、令和 3 年 3 月に国の重要有形民俗文化財としての指定を受けるに至った。当該文化財は後世に引き継いでいくべき我が国の遺産であり、上尾市が文化財所有者の責務として、適切に保存・活用して、次世代へと確実に継承していくことが求められている。

市では国の重要有形民俗文化財に指定されたことを契機に、上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会を組織して、保存の現状と課題や今後の保存活用していくための方針や具体的な措置の検討を行った。同委員会から令和 5 年 7 月 7 日付け「上尾の摘田・畑作」の保存及び活用の方針について（答申）で、後世に引き継いでいくべき我が国の文化遺産であり、単に上尾市だけの問題ではないことを十分認識し、文化財保護審議会の意見も踏まえ、計画の作成及び保存環境の整備を進めるよう要望が出された。この答申を受け、「上尾の摘田・畑作」の保存及び活用に関する計画を作成し、計画に基づいた文化財保護施策の実施に繋げていくことを目的とする。

(2) 上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会の設置・経緯

期 日	内 容
令和3年3月11日	「上尾の摘田・畑作用具」文部科学大臣からの指定告示を受ける。同日、官報に掲載。
令和3年3月26日	条例第4号で上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例が成立。同年4月1日施行。
令和3年10月15日	令和3年度第1回「上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会」（以下、検討委員会）開催 …委員6名の委嘱と保存活用計画の作成に向けた意見を頂戴した。また、用具が収蔵されている上尾市文化財資料室の見学を実施。
令和4年2月	令和3年度第2回検討委員会を书面開催。（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため） …保存及び活用に関する計画の構成案、今後のスケジュールと検討事項について議案を提示し、各議案について委員の過半数の賛成を得られたため承認。
令和5年1月31日	令和4年度第1回検討委員会開催 …諮問について、現状報告、令和4年度の実施状況ならびに令和5年度の予定について報告。
令和5年7月7日	令和5年度第1回検討委員会開催 …諮問について、カラウスの保存修理、文化財資料室の環境調査、展示施設整備事業等について報告、保存及び活用の方針について答申。

（令和3年度当時の委員 敬称略）

所 属	氏 名
國學院大學教授	小川 直之
成城大学教授（上尾市文化財保護審議会委員）	小島 孝夫
上尾市農業後継者育成確保推進対策協議会	國嶋 亮子
上尾市観光協会	町田 洋一
東京農業大学教授	木村 李花子
国立科学博物館	杳名 貴彦

令和5年7月7日

上尾市教育委員会
教育長 西倉 剛 様

上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会
委員長 小川 直之

「上尾の摘田・畑作用具」の保存及び活用の方針について（答申）

令和3年10月15日付け上教生第460号で諮問のあった事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり基本方針をまとめましたので答申します。

なお、当該文化財は、単に上尾市だけでなく、後世に引き継いでいくべきわが国の文化遺産であることを十分認識して、上尾市文化財保護審議会の意見を踏まえ、計画の作成及び保存環境の整備を進めていただくよう要望します。

記

- 1 「上尾の摘田・畑作用具」の保存及び活用に関する計画の作成について
 - (1) 保存に関する計画については、短期的・中期的・長期的それぞれにおいて取り組む内容に整理して作成すること。
 - (2) 活用に関する計画については、展示や講座だけでなく、体験的な活用や学術資料としての活用等、広く一般の人に価値が理解される様々な活用法を視野に入れて作成すること。
- 2 「上尾の摘田・畑作用具」の保存環境の整備について
 - (1) 短期的には、現在の保管場所である上尾市文化財資料室の環境調査の結果等に基づき、保存環境の改善を図ること。
 - (2) 中期的には、現在の文化財資料室では、保存環境の改善や保管スペースの確保、防火・防犯対策に限界があるため、市の公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、既存施設も活用しながら保存環境の充実を図ること。
 - (3) 長期的には、専用の保存施設の整備を図ることが望ましい。なお、整備に際しては、指定資料を適正かつ安全に収蔵・管理するための空間とすること。

答申書

（３）計画の位置づけ

本計画は、上尾市が国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」の保存活用に取り組んでいくための基本的な計画である。作成にあたっては「第６次上尾市総合計画」を最上位計画、「第３期上尾市教育振興基本計画」並びに「第５次生涯学習振興基本計画」を上位計画とし、その他各関連計画との整合を図る。

また、国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用に関する基本計画（マスタープラン）であるとともに、計画期間の中で実施すべき行動計画（アクションプラン）としての役割も担う。

（４）上位計画

①「第６次上尾市総合計画」

（策定年月：令和３年４月 計画期間：令和３年度～令和１２年度）

第６次上尾市総合計画では、将来都市像として「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を掲げ、この計画に基づき、これまでの街づくりの成果も踏まえつつ、時代の変化に柔軟に対応し、持続可能な上尾市の実現に向けて取り組むとしている。その中の第２章「人生が楽しめるまちづくり」の中項目である「テーマ２学び・創造」、施策の小項目として「３文化財の継承」を位置付けている。現状と課題として、文化財には形態が多岐にわたるが、いずれも上尾の歴史・文化を現代へ伝える貴重な財産であり、次世代へと継承していくことは市の役割としている。また、地域の歴史・文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないもので、資源として活用する取組を促進し、その価値を広めていくことで、より確実に文化財を保護していくことが求められるとしている。取組の方向としては、文化財を適切に保存・管理するとともに、上尾の歴史・文化を多くの世代に周知していくため、展示方法や情報発信の在り方を検討していくとしている。さらに主な事業・取組として、あげお文化遺産ガイドの活用と上尾の貴重な文化財の保存、活用方針の検討をすることが示されている。

②「第３期上尾市教育振興基本計画」

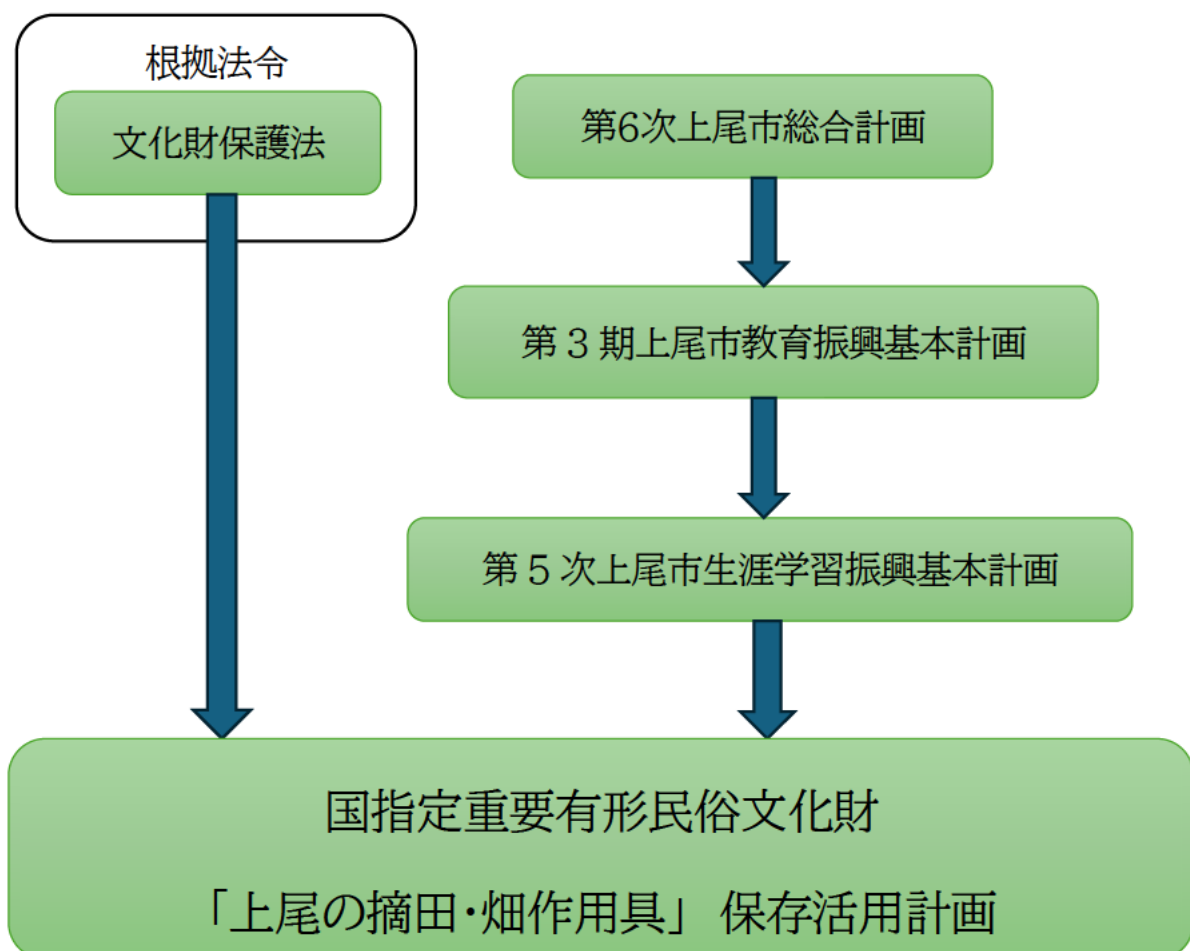
（策定年月：令和３年３月 計画期間：令和３年度～令和７年度）

第３期上尾市教育振興基本計画では「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」を基本理念とし、「生きる力を育む」「未来を創る」「学ぶ喜びを育む」という３つの基本方針のもとで教育振興を図るとしている。総論では代表的な施策を基本目標とし「基本目標Ⅵ 文化芸術の創造と文化財の保護について」を掲げている。第２章施策の展開では施策の体系を３０の施策と９８の主な取組を設定している。その中で「目標Ⅸ 文化芸術の振興」の中の施策２として「文化財の保護」を位置付けている。現状（課題）として文化財は地域の歴史・文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、文化財保護法、県や市の文化財保護条例に基づき、調査体制の充実を図り、文化財の保護を進めていく必要があると述べている。主な取組のなかの５番目として、国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用を掲げ、国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」について、適切な保存と活用を図るため、展示方法・情報発信の在り方を検討すると位置付けている。

③「第5次生涯学習振興基本計画」

(策定年月：令和3年3月 計画期間：令和3年度～令和7年度)

第5次生涯学習振興基本計画では前回の計画の理念を踏襲しつつ、「つくる・支える・つなぐ Society5.0」の生涯学習を基本理念とし、市民の生涯学習を保証し、市民が生きる喜びを感じられるような柔軟な学習システムの構築を目指すとしている。基本目標3「つなぐ」の中の3-3「上尾の未来へつなぐ」の中に「○文化財の保存と活用」を位置付けている。その中で、市内に現存する文化財を未来に継承していくためには、より発展的な方法を検討していくことが必要であり、保存・活用に適した環境を整えていくことの重要性が述べられている。上尾市域の伝統的な暮らしや生業を知り、現在とのつながりが意識できるような啓発の手法が求められるとし、その方策を検討するとともに、国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」をはじめとする上尾の文化財を効果的に保存・活用し、先人たちが築き上げてきた歴史を継承していくと述べている。



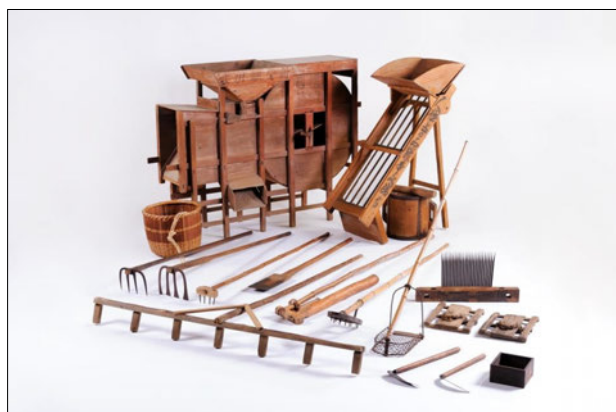
第2章 文化財の概要

(1) 文化財の概要

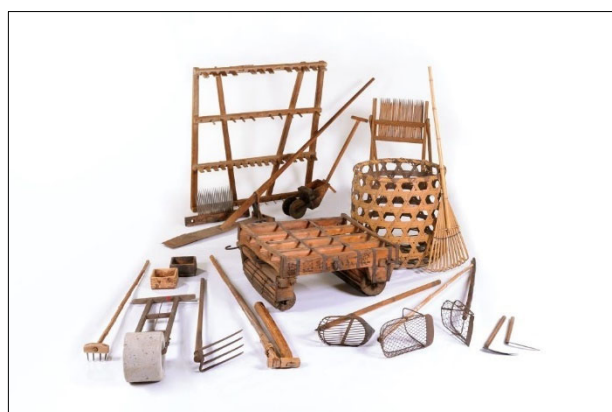
上尾市のほぼ全域は、関東平野の中で島状に発達した大宮台地に位置しており、台地上の農業は畑作が中心で、主要作物は秋から春にかけて栽培される大麦・小麦で、他に、春から秋にかけてサツマイモ、陸稲、大豆などが栽培されていた。

このように畑中心の上尾市域で行われた稲作の特徴であったのが、摘田とよばれる直播きの栽培方法である。この方法は、圃場が谷地に位置し、用排水路の整備が困難なため、台地の辺縁部にある低湿地で稲作を行わざるを得ないという地形的要因と、主要作物であった麦・小麦の収穫時期と田植えの時期が重なることから、この時期の労働力の分散を図るため、直播きの摘田を行ったという人的要因から成立したものである。

本文化財は、台地上の農業経営や畑作地域における稲作の地域的な様相を知ることができるコレクションであり、我が国の稲栽培や農耕文化の変遷を理解する上で重要であると評価され、国指定重要有形民俗文化財に指定された。



摘田用具



畑作用具

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
稲	クワ タライ	タコネ テジロ タコスリ	タミ モソ 一番ゴ	二番ゴ	三番ゴ 土用干し		稲刈り (早稲)		稲刈り (晩稲)			
大麦			収穫	麦 コシ				耕起 整地	播種			
小麦				収穫	麦 コシ			耕起 整地	播種			
サツマイモ	フセコミ		サツマ挿し				サツマ掘り			苗床 作り	ヤマガ	
陸稲			播種		アノキ		陸稲 刈り					

上尾市域の主な生産暦

（２）指定に至る経緯

上尾市教育委員会では、昭和 49 年及び 50 年度に、文化庁編集による『民俗資料収集の手引き』を参考として、市内の有形民俗文化財を対象とした調査を実施して所在確認し、昭和 55 年から生活用具全般にわたる有形民俗文化財の収集を開始した。この際、特に伝統的な農業で使用してきた農具については、収集資料の基盤となった。

その後、昭和 62 年度から平成 5 にかけて上尾市民俗文化財緊急調査を実施し、生活環境の急激な変化により継承が困難になってきた無形の民俗文化財（風習・習慣）について、保護啓発のための基礎資料を収集することを目的に行われた。生産・生業に関しては、各農家の農業経営や農業技術の個別調査も行われ、上尾市文化財調査報告書として全 3 冊の『上尾の民俗』が刊行された。既に消滅した農法であった摘田稲作の技術についても実例が詳細に記録された。また、平成 13 年にはこの調査成果を基に、上尾市史編さん事業として『上尾市史』第 10 巻 別編 3 民俗を刊行し、摘田稲作の特有な播種工程である「田摘み」作業の復元を行い、写真撮影による記録保存を実施した。

平成 21 年には、埼玉県教育委員会及び上尾市教育委員会が協力し、摘田技術保存会（会長・大木一夫氏）による映像記録『上尾の摘田 直播による伝統的な稲作の記録』が製作され、田の耕起から収穫までの一連の作業工程が再現され、映像記録が作成された。

平成 27 年には「摘田用具」と「畑作用具」の調査及び整理事業を実施し、平成 28 年 3 月 2 日付で「上尾の摘田・畑作用具」として 521 点が国登録有形民俗文化財に登録された。

この後、平成 29 年に用具の詳細な資料調査を実施するため、「上尾の摘田・畑作用具」資料調査整備委員会を組織し、追加収集された資料を含めて文化庁及び埼玉県教育委員会の指導の下で 3 か年の資料調査整備事業を実施し、令和元年 3 月 31 日付で上尾市文化財調査報告第 114 集『国登録有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」資料調査整備事業報告書』が刊行され、翌令和 2 年 3 月 11 日付で「上尾の摘田・畑作用具」750 点が国の重要有形民俗文化財に指定された。

（３）指定の状況

【官報告示】

官報第 449 号 令和 3 年 3 月 31 日発行

文部科学省告示第二十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八号第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定したので、同条第二項において準用する同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和三年三月十一日 文部科学大臣 萩生田光一

名称及び員数	内 容	所有者	所有者の住所
上尾の摘田・畑作用具 七五〇点	摘田用具 四〇五点 畑作用具 三四五点	上尾市	埼玉県上尾市本町三 - 一 - 一

【指定に係る基本的な事項】

名 称：上尾の摘田・畑作用具

ふ り が な：あげおのつみた・はたさくようぐ

員 数：750 点

種 別：生産、生業に用いられるもの

そ の 他 参：内訳：摘田用具 405 点、畑作用具 345 点

考 と な る ※本件は平成 28 年 3 月 9 日に登録有形民俗文化財となっていた。

べ き

事 項

指 定 番 号：265

指定年月日：2021.03.11（令和 3.03.11）

指 定 基 準 1：（二）生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、
紡織用具、作業場等

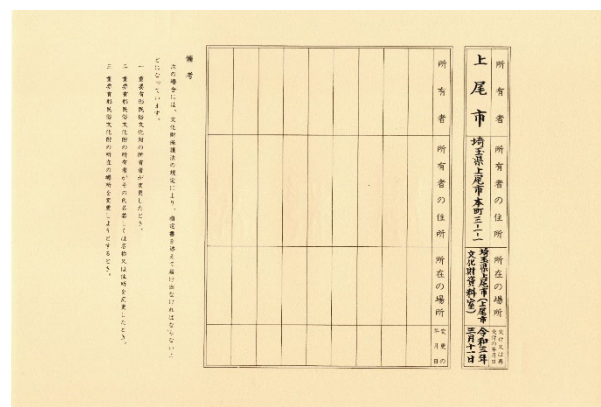
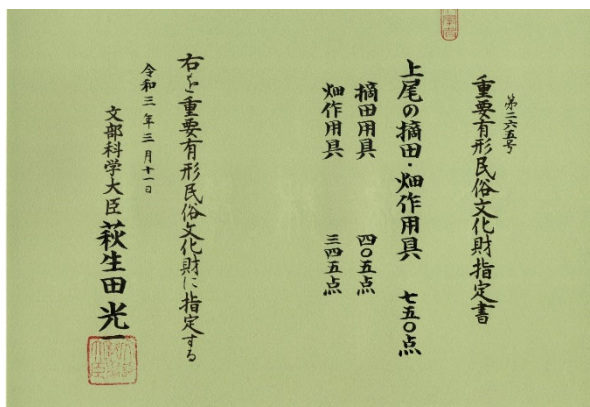
指定基準 2：（三）地域的特色を示すもの

所在都道府県：埼玉県

所 在 地：埼玉県上尾市

保管施設の名称：上尾市文化財資料室

（国指定文化財等データベースより抜粋）



指定書

（４）文化財の価値

日本の稲作は、田植えを行う植田が一般的に知られているが、かつては水稻の直播き栽培も広く行われており、関東地方では摘田と呼ばれ、大宮台地とその周辺地域に集中的にみられた。摘田は、明治以後の水田開発や農業技術の進歩によって消滅したが、遅くまで摘田を続けていた上尾市域では、摘田用具の残存度が高く、農業の基盤であった畑作の用具とともに収集され、体系的に整理されている。関東平野における台地上での農業経営や畑作地域における稲作の地域的な様相を知ることができる資料群であり、我が国の稲作栽培や農耕文化の変遷を理解する上で重要であると評価を受けた。

（５）文化財の特徴

【摘田用具】

田の畔を成型したハバタ、土中の稲の切株や土の塊を崩したウナイマンノウやキッコシマンノウ、田面を平らに均したタコスリマンガなどの耕起・整地用具、種粃と混ぜ合わせる肥料の灰を整えたハイブルイ、田摘みと呼ばれる播種の作業時の目安となる筋を田面に引いたノタクリ、田摘みに用いた一斗五升ザルとツミナワなどの播種用具、肥料を運んだコエオケやテゴなどの施肥用具、湧水を溜めた田井戸などから田に水を入れたスイコ、雑草を取り除いたタコスリやアヒルなどの灌漑・除草用具、稲刈りに用いたカマやカンジキ、刈り取った稲を運んだタブネなどの収穫用具、稲穂から粃を落とすのに用いたカナゴキや回転脱穀機などの脱穀用具、稲穂から粃を落とすのに用いたカナゴキや回転脱穀機などの脱穀用具、脱穀後の筵干しに使ったヒロゲボウ、粃摺りに用いたカラウス、玄米と粃殻、藁くずなどを選び分けたフルイやトウミ、米粒の精選に用いたマンガクドオンなどの選別調整用具がある。

【畑作用具】

畑の土を起こしたヒラグワや三本グワ、四本グワ、エンガ、土を碎いて畑を平らにしたジンリキマンノウやコスリマンガなどの耕起・整地用具、麦の種播きに使ったウネヒキや一升マス、種蒔き機などの播種用具、麦の土入れに用いた各種のジョレン、麦踏を効率的に行うために造られたローラー型の麦踏機、除草に用いたクサカキガマがあり、脱穀用具には、麦の穂を落とした竹製のコキや麦打ちに使ったクルリボウ、牛馬に曳かせた車輪付きの麦打ち機、小麦の束を打ち付けて脱粒した大型の麦打ち台などがある。また、上尾市域では、ヤマと呼ばれる雑木林が多く、開墾して畑地にすることも行われており、また、秋から冬にかけての大量の落ち葉は、サツマ床の原料として利用された。開墾に使用されたクログワやトウグワ、落ち葉を集めて運んだクマデとオオカゴも畑作の一連の用具として収集されている。また、サツマイモの苗の土寄せや収穫の作業には、麦作の耕起にも使用した鋤類が用いられた。このほかに、収穫物を保存する俵詰めに用いたトオケやトカキボウ、マス、ジョウゴ、俵編み機などを俵装用具として含めている。

（『月間文化財』3/令和3年より抜粋）

第3章 現状と課題

ここでは「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用について、それぞれ現状と課題を整理する。

(1) 保存の現状と課題

①現状

- 大石南小学校北校舎2階の余裕教室4か所を仮置き場として借用し、西側からそれぞれ文化財資料室1、2、3、4としている。
- 各資料室に機械警備を設置した。また、データロガーを設置し温湿度の記録を保存している。
- 令和6年度に廊下に施錠可能な壁を設置し、令和7年度に火災報知器を設置計画である。
- 日常的に資料のクリーニング及び点検作業を実施中で、虫の死骸や糞、埃を除去した後、濃度70%以上のアルコールを塗布している。
- 令和5年度に崩壊の恐れがあるカラウスの土部分を保存修理した。
- 夏場は各資料室で除湿器と大型扇風機を稼働しカビ対策をしており、現状でカビの発生は確認されていない。

<各資料室の状況>

【資料室1】

- 竿物と呼ばれる資料を主として収蔵しており、ここからクリーニングを開始した。タブネ（ソリ）やマンガ、コエオケ、スイコのクリーニングが未実施である。

【資料室2】

- 主としてトウミ等の大型の資料を収蔵しており、クリーニングは未実施である。

【資料室3】

- 主としてマンガクドオシを収蔵しており、クリーニングは未実施である。

【資料室4】

- 不要備品を除去し清掃した後、整理作業した竿物、カナゴキ等を収蔵している。既存の棚や木材で作成した棚を活用して効率的に資料を収蔵している。
- 資料室前に防虫用粘着シートを設置し足裏に付着した埃や生物の侵入を防ぐようにしている。

②課題

- 資料室1、2、3は教室で利用されていた設備を除去しておらず、清掃が行き届いていない。
- 空調設備がなく温湿度管理できない。
- 建物の1階に給食室があり、給食がある日は調理で火を使う。また、学童があり放課後に火を使用する可能性がある。学童で火を使用する時間帯は会計年度任用職員の退勤後であり、防火扉はあるものの火災発生時の対処が困難である。日常的に火を使用しない施設への移設が必須である。
- 施設が古いため窓枠が緩み隙間風が通り、埃が入る。また、電気設備の劣化による漏電の恐れがある。
- 令和2年3月刊行の『国登録有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」資料整備事業報告書』を作成する際に、写真に写る部分のみクリーニングし、資料全体に行き届いていない。

- 資料室に収まりきらない回転脱穀機、麦打ち台、タブネは、資料室4前の廊下に配置している。
- 資料室1前の廊下にタブネが立掛けてあり、倒壊による損壊や接地面のカビ発生の恐れがある。
- 資料室2はトウミがほとんど隙間なく収蔵されているため、四方の確認が不可能である。
- 資料室3はマンゴクドオシを寄りかけて収蔵しているため破損や接地面のカビ発生の恐れがある。
- クリーニングを終えた資料を戻すスペースがなく、資料を四方から確認することができない。
- 有形民俗文化財の保存処理方法が確立されておらず、手探りで作業している状況である。

(2) 活用の現状と課題

①現状

- 平成21年度に映像記録「上尾の摘田～直播による伝統的な稲作の記録～」を作成した。平成29年には文化庁の補助事業である文化遺産総合活用推進事業による補助を受け、他の無形民俗文化財の映像記録と併せて紹介するサイト「あげお文化遺産ガイド 無形民俗文化財編」を公開した。
- 令和3年度から毎年継続して、指定後に収集した資料を展示している。令和3年には市役所ギャラリー及び市内商業施設3か所で展示事業を実施した。また、指定の記念事業として文化財保護法の規定に基づく手続きに則り指定文化財を上尾市民ギャラリーで展示した。このほか、毎年10月に上尾市地域振興公社との共催により上尾市自然学習館で「上尾の文化財展」を開催している。
- 令和4年度～6年度にかけて「あげお歴史セミナー」で資料や摘田を講座で紹介している。
- 令和5年12月25日に上尾市自然学習館の一部を改修し、「上尾の摘田・畑作」紹介コーナーを整備した。
- 令和5年度に上尾市社会科副読本『のびゆく上尾』に用具を紹介した。
- 継続して農具を収集している。

②課題

- 農具を使用した経験がなく、聞いたり図書で調べたりした内容を講義するのみである。
- 実際に農具を使用したことのある方は高齢な上「幼少期に触れたことがある」程度の記憶の方が大半で、使用者や使用場所以外の聞き取り調査が困難である。
- 受入れた農具の清掃、整理ができていない。
- 受入れする文化財収蔵庫の空間に余裕がないため、墨書やプレート、製品名等の銘文が残されている可能性が高い大型農具の受入れが困難である。
- ホームページは要領に制限があるものの無料で情報発信できる媒体でありながら、有効利用できていない。
- 普及啓発事業で応募人数が満員になるような集客ができていない。
- 畑作の調査研究や情報発信が不足している。
- 国外への情報発信が不足している。
- 情報発信の拠点機能が不足している。

(3) 課題の整理

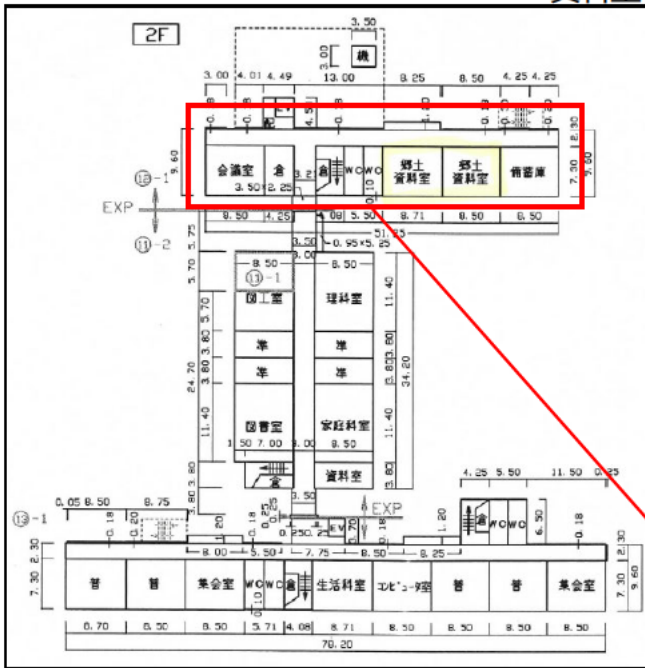
①保存の課題

- 施設の防犯、防火体制が脆弱である。
- 施設の十分な収容面積が確保できていない。

②活用の課題

- 指定文化財の展示・活用拠点がない。
- 畑作用具の正確な使用方法が不明瞭である。
- 国内外への更なる情報発信が必要である。
- 普及啓発事業のファンやリピーターを増やす必要がある。

資料室の状況



文化財資料室平面図



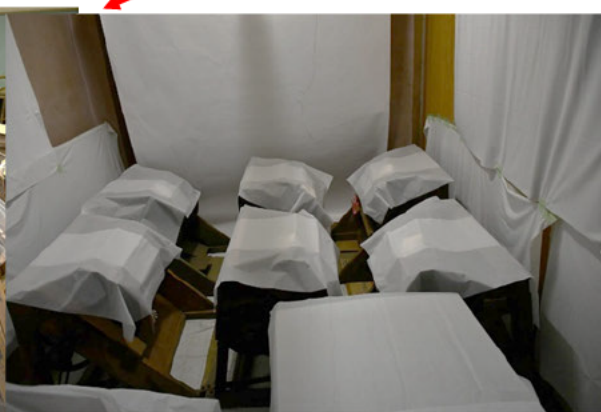
資料室1及び廊下



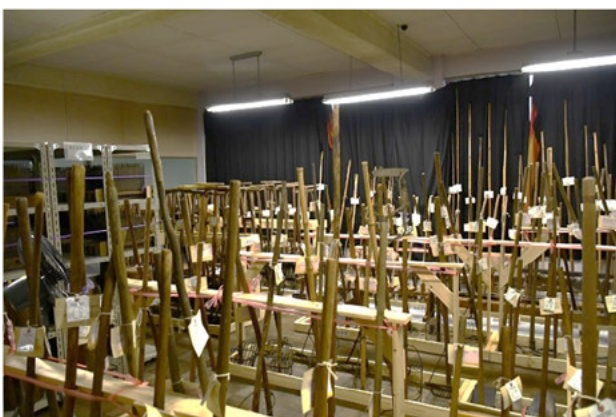
資料室2



資料室3



資料室4前廊下



資料室4



資料室4

第4章 保存及び活用の基本方針

前項で整理した文化財の現状と課題を踏まえ、文化財の保存・活用の基本方針を次のように示す。

(1) 保存

- 施設の防犯、防火体制を強化し、組織的に取組む。
- 収蔵スペースを確保するため施設を拡充する。
- 適切な保存環境と人員体制を整備する。

(2) 活用

- 畑作用具の使用方法を調査・研究し、記録保存する。
- 学校を始めとする他の事業と連携し、資料に触れて体験できる参加型の事業を展開する。
- インターネットを通じた国内外への情報発信を強化する。
- 活用拠点や指定文化財の展示施設を整備する。

第5章 保存及び活用の具体的措置

(1) 保存に関する措置

①日常点検の実施

- 施設の外装である外壁、屋根、側溝、出入口付近を確認し、異常を察知する。
- 施設内では壁や電源付近の染み・ひび割れ・汚れ・匂い等を確認し、異常を察知する。また、防火対策として蛍光灯、コンセント、電気機器、警報設備、消火器の点検を実施する。
- 温湿度ロガーの確認、記録し、温湿度を管理する。
- カビの原因となる埃や虫の糞、死骸がたまらないよう整理・清掃を実施する。
- 換気・空気循環のため、扇風機や空気清浄機等を導入し、空気の滞留を防ぐ。
- 老朽化した電気配線や電気設備を点検し、電気火災・漏電火災を防ぐ。また、防火管理者及び火器使用者と文化財の防火対策を共有する。
- 文化財のクリーニング、点検を実施し、修繕や保存処理の必要性、カビ、文化財害虫、動物の痕跡等を確認する。
- なお、台風や地震等の後は必ずこれらの点検を実施する。

②保存施設の拡充

上尾市公共施設更新計画、上尾市学校施設更新計画を踏まえて、確実に保存するとともに収蔵展示等が可能な、適切な活用をできる施設を整備する。

- 文化財資料室4室と廊下の面積250㎡に収蔵している状況だが、各文化財の法量を考慮し、各々が接地せず四方の確認が可能な面積を確保するためには床面積660㎡が必要であるため、既存施設を利活用して収蔵スペースを拡充する。

なお、ここでは学校施設を想定しているため、10教室分の収蔵スペースが必要となる。

また、保存空間だけでなく、施設には次の空間が必要であるため、それぞれのスペースに1教室を確保し、保存施設として14教室分が必要最小限となる試算である。

●資材・機材管理スペース

文化財を移動運搬する器具の保管、保存管理用の薬剤・資材を整理保管する。

階層移動を要する施設の場合は、作業者が同乗可能な電動エレベーター又はリフトの設備が必要となる。

●クリーニング・工作スペース

資料の清掃・洗浄を行うために不可欠である。併せて簡単な資料の補修や保管用補助具の作成等の作業場所である。設備としては、水洗い場、防塵装置が不可欠となる。

●二次資料・図書保管スペース

実測図、写真、映像等の二次資料及び関連の文献・図書を常備し、保管する。設備としては、施錠可能なスチール棚等が必要となる。

●管理スペース(入場者管理・保存管理事務)

所謂、通常の事務室機能を備えていることが必要条件である。なお、日常的に火を使用しない施設への移設が必須である。

③文化財保存体制の整備

専門的知識を有する常勤職員のほか、クリーニングや日常点検を実施する職員を配置する。文化財 IPM を習得する必要がある、文化庁や県教育委員会が主催する専門研修へ積極的に参加することが望まれる。この他、施設管理等を担当する職員の配置が望ましい。

④専用の保存施設の整備

上記の各スペースや収蔵スペースの前室のほか、温湿度管理が可能な専用の保存施設の整備について、既存施設を利活用して専用の保存施設を整備する。

また、市教育委員会としてこのほかに歴史資料4教室、考古資料5教室、指定以外の民俗資料3教室、他自治体の参考資料2教室分を市内に散逸して保存している。将来的にはこれらの資料を統合して保存・管理するための施設整備を検討する。

(2) 活用に関する措置

①資料の調査・研究の実施

摘田・畑作用具の使用経験者は限られているため、使用方法や農業についての聞き取り調査を実施する。また、使用方法の記録保存や写真等の関連資料を収集する。

②普及・啓発事業の実施

●出前講座の強化

学校への出前講座を売り込むため、資料を活用した出前講座を宣伝する。また、作業工程や目的別に、出前講座の内容をパッケージ化する。なお、インターネットや SNS でも同様に事業の状況を発信する。

●体験型事業の展開

「上尾の文化財展」開催中に、体験可能な資料を抽出して

●まる歩きによる学習機会の創出

「あげお歴史セミナー」で昔の田畑での作業と使用道具を紹介するとともに、農作業中の田畑を見学し、過去から現代への移り変わりを体験する。また、メニューを観光ガイドに提供する。

●定期的なシンポジウム事業の実施

市の周年事業として、毎年開催することが困難な大規模なシンポジウムを開催する。

③インターネットによる情報発信

●「上尾の摘田・畑作用具」ページの拡充

作業工程順にページを作成し、個別の資料を紹介する。また、外国語ページを整備する。

●関係機関との連携強化

「上尾の摘田・畑作用具」を拡充し、既存の農具や資料紹介をしている団体に相互リンクを依頼する。

④活用施設の充実

現在、上尾市自然学習館の一部に文化財を紹介するコーナーを設置しているが、畑作に関する展示を増やす等の拡充が必要である。

この他、保存施設と合わせて次のスペースを整備する。

●多目的スペース（会議室・映像・普及活動）

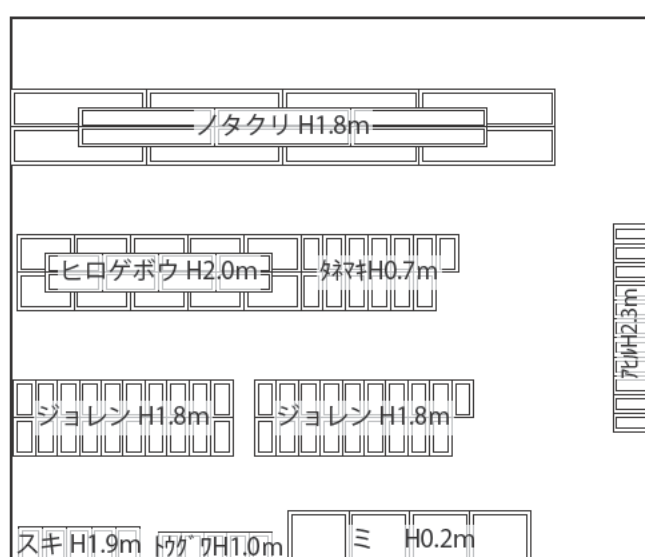
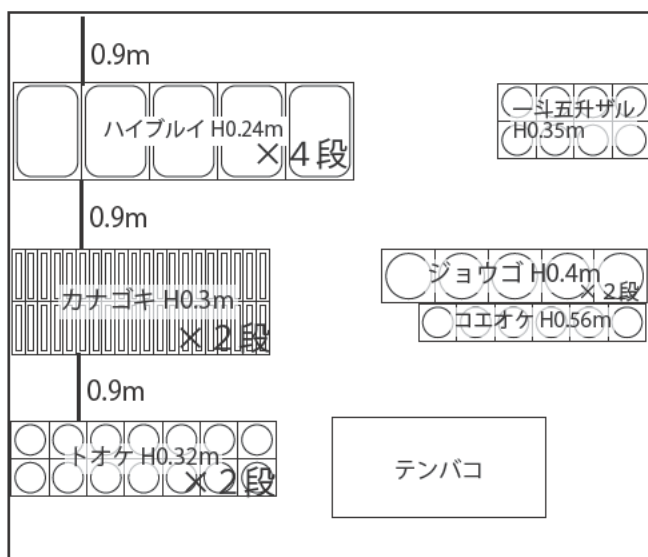
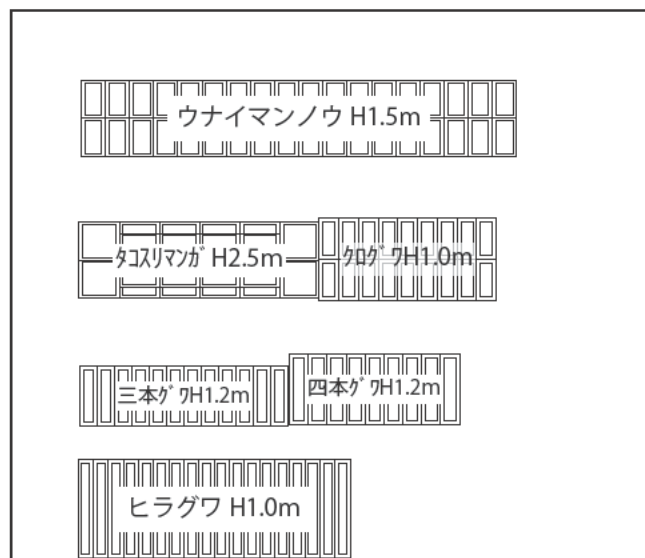
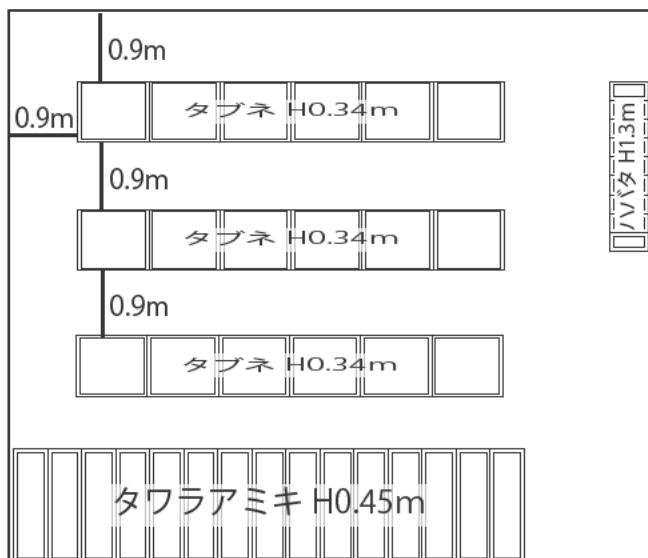
保存活用に関する会議の開催、活用の一環としてのワークショップ、市民の調査研究、団体利用への対応等多目的に活用可能な空間として設置する。居室としての空調、照明に加えて、映像装置が使える暗幕等を整備する。

●便益施設

トイレ、駐車場を整備する。駐車法は、個人の来場者用以外に、学校等の団体利用の便宜を図るための大型バス駐車スペース（最低でも3台分）が必要となる。

●屋外オープンスペース

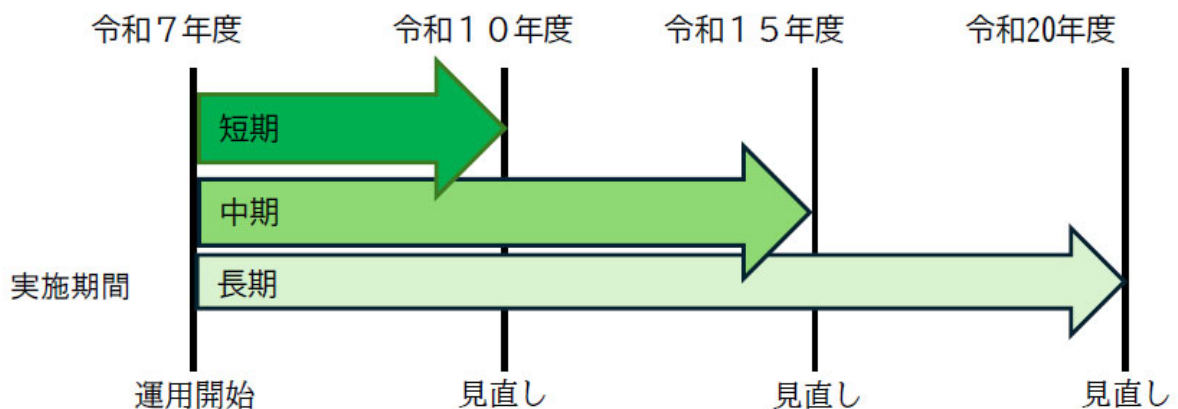
多目的スペースの屋外バージョンで、定期的な殺虫消毒、資料清掃に使用するほか、体験学習、普及イベント等に利用。移動型テント、水道設備を常備する。



第6章 実施計画

これまで示した現状と課題と具体的な措置について、和5年7月7日に上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会から答申を受けた「上尾の摘田・畑作用具」の保存及び活用の方針について」に基づき、短期、中期、長期の計画として設定する。

計画の期間は、短期が既に実施している事業もあることから令和7年度から10年度まで、中期が令和7年度から15年度まで、長期が令和7年度から15年度までとし、実施した取組の成果を踏まえてその都度見直すこととする。



(1) 短期計画

文化財資料室の環境を整備し、文化財のクリーニングを継続して実施する。また、当時の農業について調査研究し、普及啓発事業を拡充する。

- 日常点検の実施
- 防犯、防火対策の実施
- 調査研究の実施
- 普及・啓発事業の拡充

(2) 中期計画

保存施設を拡充し、資料1点1点が接することなく収蔵できるようにする。また、畑作の記録保存を実施し、普及啓発事業を更に拡充する。

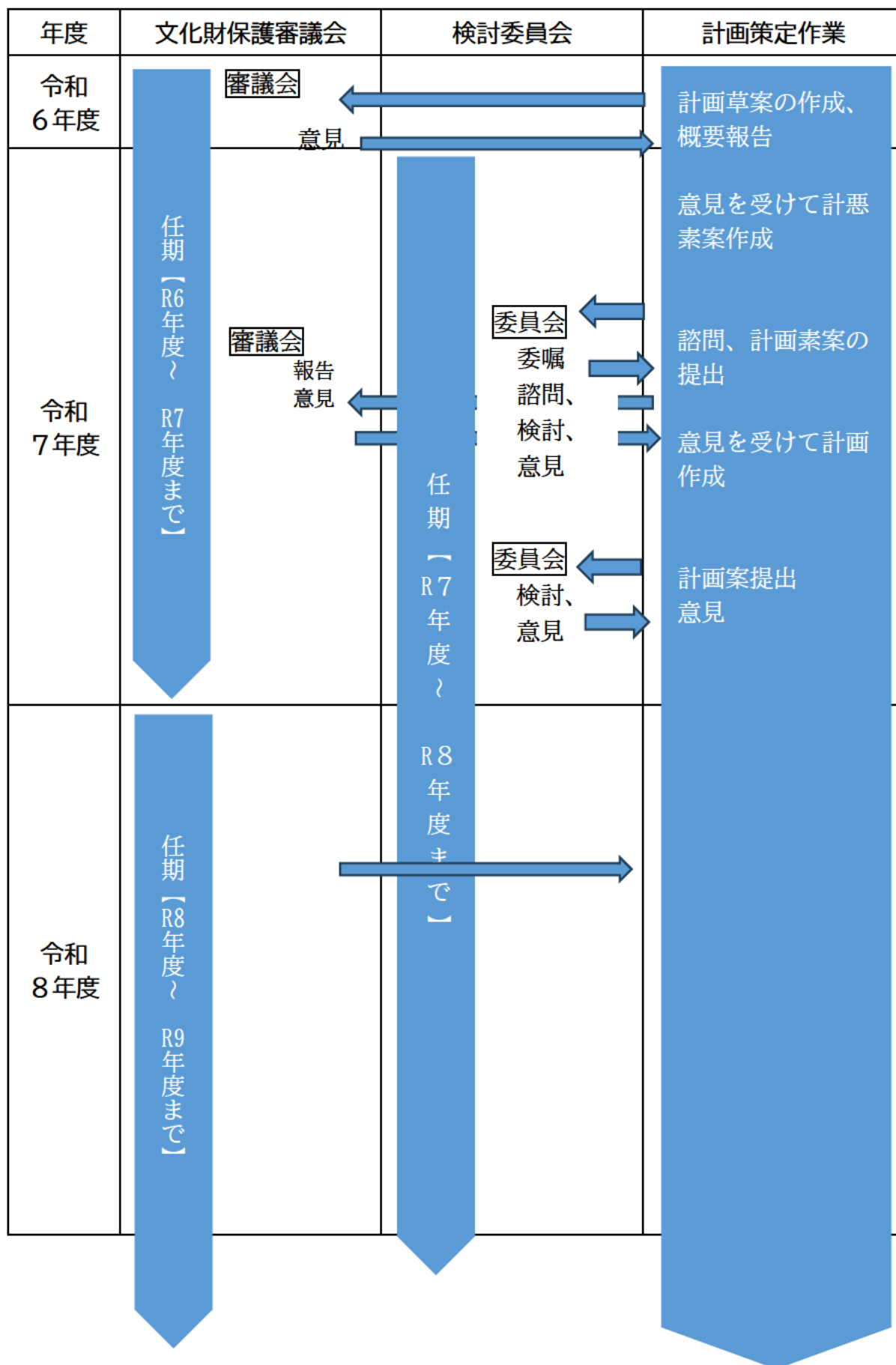
- 保存施設の拡充
- 文化財保存体制の整備
- 畑作に関する記録保存の実施
- 普及・啓発事業の更なる拡充、シンポジウムの開催

(3) 長期計画

収蔵展示が可能な保存施設を整備する。

- 確実な保存だけでなく、資料の見学が可能な収蔵展示スペースを確保し、保存と活用が両立可能な施設を整備する。
- 短期計画や中期計画で培った活用事業を拡充する。

「上尾の摘田・畑作用具」保存活用計画策定案



八枝神社文書 市文化財指定について

1 基本方針

- ・目録第1集(1,744点)と第2集(2,382点)を合わせた計4,126点のうち、昭和50年までのものを基本対象とする。
- ・「平心講」「お獅子様行事」を中心としつつ、八枝神社が地域社会に果たしていた役割を勘案し、神社関係文書や町内関係文書、また社家である福田家の文書も幅広く指定に含めていく。

2 指定分類

- ・年代…昭和50年まで
- ・各文書…基本的に年代にかかる文書は指定に含める方針。祝詞や典籍類は、お獅子様行事や平心講関連に絞って指定する方針。

3 分類ごとで考える指定理由

○お獅子様

・元々旧正覚寺付属であった牛頭天王社(または天王社とも)の眷属である獅子頭は、江戸時代から霊験あらたかであるとされ、幅広い地域で信仰された。明治時代には「お獅子様」といわれながら、上尾市域だけでなく、広く埼玉県から東京都にまたがる地域に貸し出されていた。またその際、お獅子様は異なる複数の町村を越えて「巡廻」という形態がとられていた。

⇒八枝神社が持っていた「お獅子様」は「狛狗大神」と言われ、市域内外の広範な地域で講が組まれ、信仰を集めてきた。お獅子様の貸出記録などで「巡廻」や時期と信仰の範囲も推測ができる。それらの文書を指定することでお獅子様が広域な地域で信仰されていた証拠ともなり、有意性があると考えられる。

○平心講

・お獅子様と代参が主な行事である平心講。指定理由としてもお獅子様同様、平心講社連名帳や代参者名簿など「市域内外の広範な地域で講が組まれ、信仰を集めてきた」ことが分かる文書があるという点と考える。大祭名簿の項目がそれにあたる。

○福田家

・戦前期のものが主体。平方村の村社である橘神社(明治40年までは氷川神社)の宮司を兼ねていた福田家は地域の中でかかわりも多く、それらを示すものが多く含まれているため指定する方針。

○神社が地域にもたらした影響

・まずは、「お獅子様」「平心講」の欄と同様、「市域内外の広範な地域で講が組まれ、信仰を集めてきた」ことがある。地域としては毎年八枝神社のお獅子様の巡廻や神社への代参を行うことが恒例行事化しているところもあった。

・宮司が地域の要職を担うことが多く、それに関する史料が多くある。地域での役割も知ることができることも指定理由になりえる。

・祝詞については、そのもの自体にはさほど指定する意味がないと思うが、地域が八枝神社へ祭祀を依頼している事実や、その案件、地域、時代などは把握でき、神社が地域にもたらす影響という意味では指定理由になりえる。

八枝神社^{もんじょ}文書

【経緯・概要】

近世期の平方村に所在した天台宗正覚寺(現在の観音堂付近)住職から現在の平方上宿地区に鎮座する八枝神社の宮司となった■■■家(現宮司■■■■氏)所蔵の文書群である。

文書類は、大きく①八枝神社の前身である旧正覚寺関係、②八枝神社初代宮司■■■■の上総国時代関係、③明治初期の神社行政関係(含復飾関係)、④旧氷川神社・橘神社関係、⑤狛狗大神関係、⑥平心講関係、⑦第二代宮司福田弥吉役職関係(町学務委員、平方上宿衛生組合・公義会組長、町内)、⑧福田家関係(出納簿、家族・親族関係、訴訟関係、書簡類)、⑨祝詞類、⑩その他典籍類、絵葉書、書画類に分けられる。

このうち、指定対象とするのは八枝神社の神輿で行うどろいんきょの祭りが復活した昭和50年を一つの区切りと考え、昭和51年以降及び明らかに八枝神社との直接的な関連性が認められない文書類等を除く総計〇〇〇〇点の文書群である。

どろいんきょは、もともと7月14日、15日の祇園祭にお獅子様、神輿、いんきょ神輿が相次いで平方四地区(上宿、南、下宿、新田)を廻る祭礼の中で行なわれた行事であったが、大正12年の祭りを最後に平方四地区合同で行われることはなくなった。

しかし、八枝神社の信仰の中心であるお獅子様は、元々旧正覚寺付属であった牛頭天王社(または天王社とも)付属のものとして、江戸時代から連綿として信仰されてきたものであり、大正12年以降も絶えることなく行われ、神社に参詣して拝むばかりでなく、直接信者の住む各地区に借り出されたり、あるいは異なる複数の町村を越えて巡廻するという形態がとられていた。

このように、八枝神社の特徴は江戸時代の正覚寺時代から引き継がれた「狛狗大神(はっくだいじん)」と呼ばれる獅子頭を有する「お獅子様」の神社として、市域内外の広範な地域で講が組み、信仰を集めてきたという点にある。神社文書のなかには、直接この行事の形態や詳細な内容を伝える文書は含まれていないが、行事の行なわれた時代や地域を記した文書は数多く残されている。これにより、各地域における行事の様相を側面から捉えることができるとともに、近世から近代への移り変わり、昭和戦中期から戦後期への移り変わりなど、時代の変遷の中での行事の様

相を伺い知ることができる。

また、同神社の文書群はこれだけにとどまらず、明治初期から大正・昭和戦前期にかけての平方村役場との往復文書、八枝神社の会計書類等を数多く含んでいる。このように、八枝神社文書は「お獅子様」行事のみならず、明治初期の平方村における神仏分離の過程、近世から明治・大正・昭和戦前期にかけての八枝神社及び氷川神社・橘神社の歴史、神社との関わり合いの中での村の様子の変遷、を知る上で欠かせない多彩な内容を含んだ貴重な文書群といえる。

第17号様式(第13条関係)

現状変更等行為許可通知書(案)

上 教 生 第 号
令和 7 年 月 日

様

上尾市教育委員会

令和7年 月 日付けで申請のあった文化財について、下記のとおり現状変更等行為の許可をします。

記

1 文化財の種別
史跡

2 文化財の名称
殿山古墳

3 現状変更等行為の内容

- ①樹木の根元の土の流出による倒木のリスクが高い為伐採を行う。
- ②階段及び案内板の老朽化が顕著であるため、撤去処分を行う。
- ③階段を新設する。

4 現状変更等行為の着手及び完了予定年月日

着手 令和 年 月 日
完了予定 令和 年 月 日

5 留意事項
なし

第16号様式(第13条関係)

現状変更等行為許可申請書

2025年 月 日

(あて先)

上尾市教育委員会

住所(団体の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(団体の場合は名称及び代表者)

電話

下記の文化財について、現状変更等行為の許可を受けたいので申請します。

記

1 文化財の種別

上尾市指定文化財 史跡

2 文化財の名称

殿山古墳

3 現状変更等行為の内容

- ① 樹木の根元の土の流失による倒木のリスクが高い為伐採を行う
- ② 階段及び案内板の老朽化が顕著であり撤去処分し階段を新設する
- ③ 隣地境界切土部分の切株下の泥の流失が激しく山留を行う

4 現状変更等行為の着手及び完了予定年月日

着手 年 月 日

完了予定 年 月 日

5 現状変更等行為施工者の住所(所在地)及び氏名(名称)

住所 さいたま市見沼区大和田町2-268-1

名称 大堀企画 代表 大堀精一

添付書類

- (1) 設計仕様書、設計図等
- (2) 現状変更等行為をしようとする箇所の写真、実測図又は見取図
- (3) 現状変更等行為を必要とする理由を証する資料があるときは、その資料
- (4) 申請者が所有者以外の者又は管理責任者以外の者の場合は、所有者又は管理責任者の承諾書

樹木診断カルテ

No. 1

埼玉県上尾市 殿山古墳

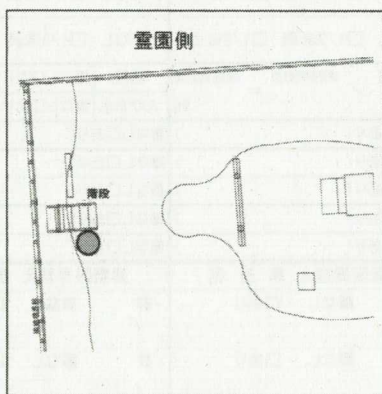
樹種名	スギ	樹木匠		診断日	令和7年 1月 24日
樹高(H)=	25 m	幹周(C)=	142 cm	枝張(W)=	10 m
植栽形態	☐ 単独樹 ☐ 植栽帯 ☒ 緑地内 ☐ その他			支柱	☐ 良好 ☒ なし ☐ 破損

活力診断	樹勢	枝の伸長量、梢端の枯損、枝の枯損、葉の密度、葉の大きさ、葉色等		良 — ☐ 1 ☒ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 — 不良			
	樹形	主幹・骨格となる大枝・枝などの枯損及び欠損、枝の密度と配置等		— ☐ 1 ☒ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 —			
所見	他樹木によってやや被圧されており、幹がやや傾斜しているが、樹形、樹勢共に問題ない範囲である。						
	活力判定	☒ 健全か健全に近い ☐ 注意すべき被害が見られる ☐ 著しい被害が見られる ☐ 不健全					
外観診断	診断内容	部位	根元	幹	骨格となる大枝		
	樹皮枯死・欠損・腐朽(周囲長比率)		☒ なし ☐ 1/3未満 ☐ 1/3以上	☒ なし ☐ 1/3未満 ☐ 1/3以上	☒ なし ☐ 1/3未満 ☐ 1/3以上		
	芯に達していない開口空洞(周囲長比率)		☒ なし ☐ 1/3未満 ☐ 1/3以上	☒ なし ☐ 1/3未満 ☐ 1/3以上	☒ なし ☐ 1/3未満 ☐ 1/3以上		
	芯に達した開口空洞(周囲長比率)		☐ なし ☒ 1/3未満 ☐ 1/3以上	☒ なし ☐ 1/3未満 ☐ 1/3以上	☒ なし ☐ 1/3未満 ☐ 1/3以上		
	上記3項目のうち最大被害部の周囲長比率	被害部幅 / 被害部周囲長 = 周囲長比率	10 / 142 = 0.07 %	被害部幅 / 被害部周囲長 = 周囲長比率 = %	枯枝 ☒ なし ☐ あり() スガカサ ☒ なし ☐ あり()		
	キノコ(子実体)		☒ なし ☐ あり()	☒ なし ☐ あり()	☒ なし ☐ あり()		
	木槌打診(異常音)		☒ なし ☐ あり()	☒ なし ☐ あり()	☒ なし ☐ あり()		
	分岐部・付根の異常		☒ なし ☐ あり()	☒ なし ☐ あり()	☒ なし ☐ あり()		
	胴枯れなどの病害		☒ なし ☐ あり()	☒ なし ☐ あり()	☒ なし ☐ あり()		
	虫穴・虫フン、ヤニ		☒ なし ☐ あり()	☒ なし ☐ あり()	☒ なし ☐ あり()		
	根元の揺らぎ		☒ なし ☐ あり()	建築限界越え 車道側	建築限界越え 歩道側		
	鋼棒貫入異常		☐ なし ☒ あり(50/75cm 芯達)	幹 ☒ なし ☐ あり	幹 ☒ なし ☐ あり		
	巻き根		☒ なし ☐ あり()	()	()		
	ルートカラー		☒ 見える ☐ 見えない()	枝 ☒ なし ☐ あり	枝 ☒ なし ☐ あり		
	露出根被害		☐ なし ☒ あり(著しい被害)	()	()		
不自然な傾斜		☐ なし ☒ あり(今後傾斜が増すおそれあり)	()	()			
所見	植栽地の崩壊によって根が大きく露出しており、支持根には腐朽被害が見られる。根元に芯達・鋼棒貫入異常(50/75 cm)が認められる。樹体は斜面下部にやや傾いている。						
部位判定	判定・処置	部位	根元	幹	骨格となる大枝		
	健全か健全に近い		☐	☒	☒		
	注意すべき被害が見られる		☐	☐	☐		
	著しい被害が見られる		☐	☐	☐		
	不健全		☒	☐	☐		
処置	剪定が必要		☐	☐	☐		
	機器診断が必要		☒	☐	☐		
外観診断判定	☐ A: 健全か健全に近い ☐ B1: 注意すべき被害が見られる ☐ B2: 著しい被害が見られる ☒ C: 不健全						
判定理由	根元に芯達・鋼棒貫入異常が認められる。また、植栽地の崩壊によって根が露出しており、支持根の腐朽が進行していることや、傾斜方向の支持根が欠損していることから倒木の可能性があり、伐採・撤去が望ましい。						
機器診断	測定データ1	部位()	腐朽空洞率: %	t/R率: ①	②	③	④
	測定データ2	部位()	腐朽空洞率: %	t/R率: ①	②	③	④
	所見						
総合判定	☐ A: 健全か健全に近い ☐ B1: 注意すべき被害が見られる ☐ B2: 著しい被害が見られる ☒ C: 不健全						
判定理由	根が大きく露出しており、支持根に著しい被害が見られることから倒木の危険性が高く、不健全な状態であり、C判定とする。						

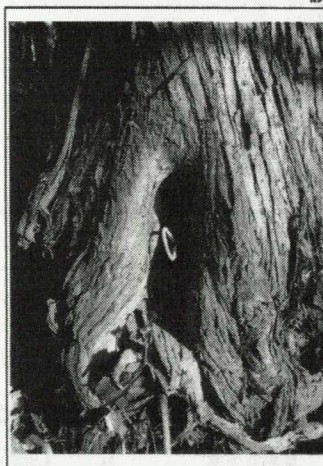
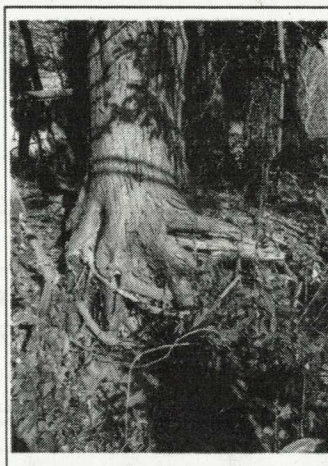
街路樹診断カルテ

No. 1

処置 内容	必要性		緊急性	
	☐ なし	☒ あり	☐ なし	☒ あり
	☐ 要観察(長期周期)		☐ 要観察(短期周期)	
☐ 剪定(☐ 枯枝 ☐ 腐朽枝等 ☐ 支障枝	☐ 風圧軽減	☐ スタブカット	☐ 巻き根	)
☐ 樹体保護(	☐ 植栽基盤の改善(			)
☐ 根上がり(	☐ 病虫害防除(			)
☒ 伐採・撤去	☐ その他(			)
摘要				



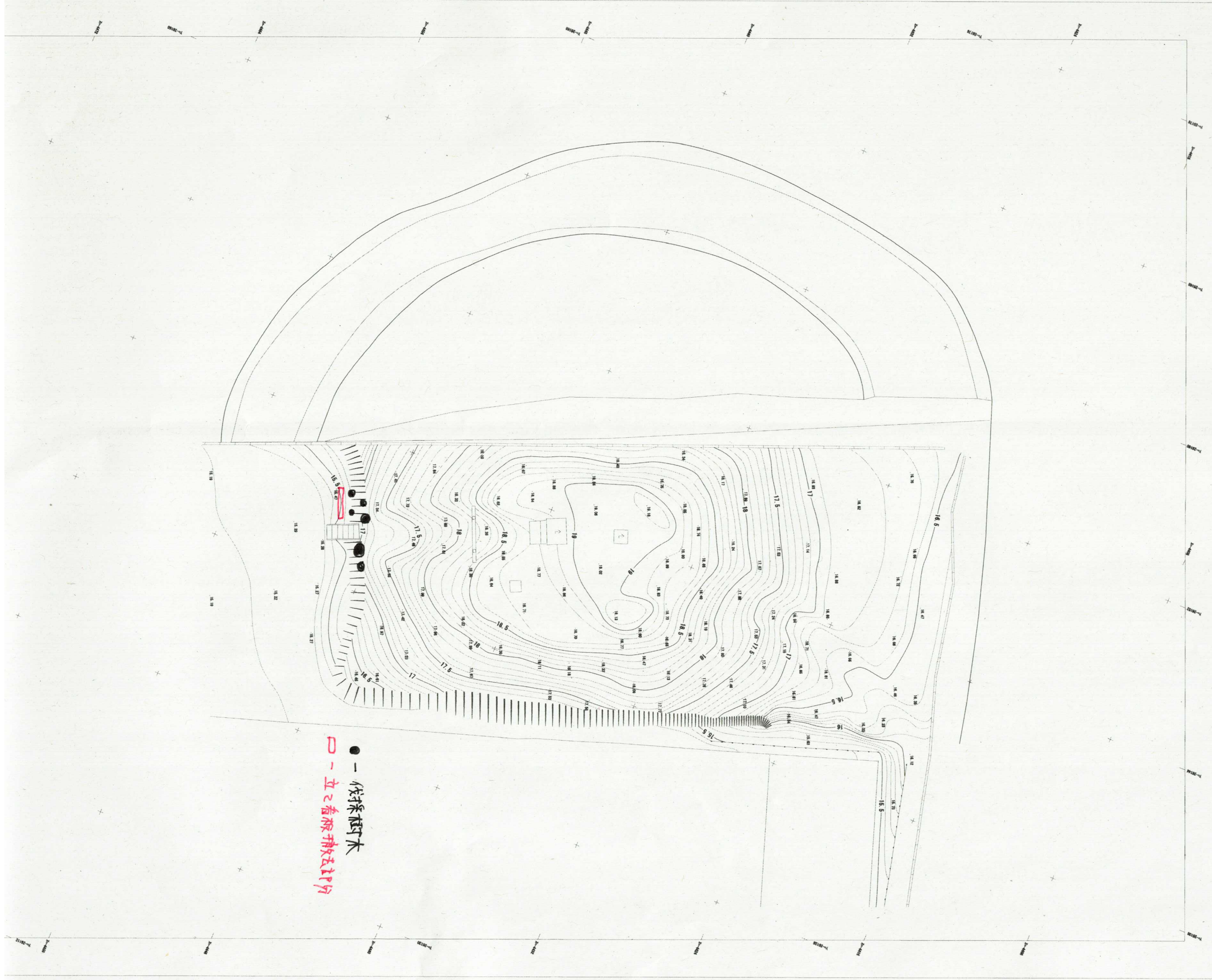
診断概要図



その他
特記事項

殿山古墳測量図

1/100



● 伐採跡
□ 直之看線

第17号様式(第13条関係)

現状変更等行為許可通知書(案)

上 教 生 第 号
令和 7 年 月 日

様

上尾市教育委員会

令和7年 月 日付けで申請のあった文化財について、下記のとおり現状変更等行為
の許可をします。

記

1 文化財の種別
史跡

2 文化財の名称
殿山古墳

3 現状変更等行為の内容

- ①樹木の根元の土の流出による倒木のリスクが高い為伐採を行う。
- ②階段及び案内板の老朽化が顕著であるため、撤去処分を行う。
- ③階段を新設する。

4 現状変更等行為の着手及び完了予定年月日

着手 令和 年 月 日

完了予定 令和 年 月 日

5 留意事項

なし